

平成 28 年 12 月 第 20 回定例会質問

平成 28 年 12 月 8 (木)

1. 財政健全化法における

外郭団体等への短期貸付金について

維新の会の久保高章でございます。第 20 回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴の程、宜しく願い申し上げます。

今回は、1 項目のみ質問させていただきます。

外郭団体等への短期貸付金についてお伺い致します。今年 9 月の朝日新聞や 11 月の神戸新聞にて神戸市の会計操作について取り上げられていました。本市においても同様の操作が行われているのかについて質問させていただきます。地方財政の健全化については、平成 21 年度に地方公共団体の財政の健全化に関する法律、(平成 19 年法律第 94 号) (以下「健全化法」) が全面的に施工されたことにより、地方公共団体の財政情報の開示がなされました。健全化法については、各地方団体において、自らの財政状況を適格に把握し、継続的に財政健全化の取り組みを進められるよう、財政分析手法についても新たな観点からの検討が必要となっていると総務省自治財政局の地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会の報告書(案)にて昨年 11 月に提言されています。

ここでお伺い致します。この健全化法が施工されて以後、昨年の提言にもあった財政分析手法の新たな観点からの取り組みはここ数年で本市においては何かあるのでしょうか。又、現在、本市において短期貸付金を行っている外郭団体や第 3 セクターはあるのでしょうか。あるのであればいつから、いくら短期貸付を行っているのかお答え下さい。

以上で、1 問目の質問を終了致します。

一問一答

1-①株式会社エーリックへの本市の出資比率と出資金額、他の主な出資会社上位5社と出資比率、又、創業何年になり、その内何年が黒字で何年が赤字でしょうか。お答えください。

1-②短期貸付金と長期貸付金の違いをご説明頂けますでしょうか。

1-③健全化法上必ずしも捉え切れない財政運営上の課題として一般会計から外郭団体等に対して反復かつ継続的に行われている短期貸付が、健全化判断比率上、補足されていないことや、基金から一般会計等への年度を超えた繰替運用が、資金の不足として認識されないことが懸念されていますが、本市においてどのように取り扱われているか2点についてお答え下さい。

1-④ “ということは、短期貸付であっても将来負担比率上、分子である充当可能基金額から出しているのです、3月31日の決算日にこの1日をもって、一定捕捉され資金不足として認識されているということでしょうか。確認致します。

1-④ではなぜ、エーリック社が銀行から借りずに本市が直接、短期貸付にする必要があるのでしょうか。

1-⑤このエーリック社に対する短期貸付は単コロやオーバーナイトに当てはまらないのでしょうか。

1-⑥事前説明にて過去に単コロを行っていたとお聞き致しましたが、いつからいつまで単コロを行われていたのでしょうか。

1-⑦では、なぜ単コロをやめオーバーナイトにされたのか。それと単コロとオーバーナイトを分かりやすくご説明頂けますでしょうか。

1-⑧オーバーナイトを平成 20 年から行われているようですが、全く問題ないと認識されているのでしょうか。又、年度末に貸し付けるお金は何を原資としているのでしょうか。

1-⑨基金から貸付返済という事ですが、それは健全化判断比率上問題ではないのでしょうか。又、エーリック社から 0.1%の金利を得ているので運用ですとお聞き致しましたが、本来なら銀行等に預金し利息を得るのが通常の運用ではないのでしょうか。

1-⑩このエーリック社に対して分かる範囲で言いますと平成 14 年から約 1,000 万～1,500 万のインキュベーション機能に係る補助金を出されていますが、補助金を出している所から利息をもらっているという事は、タコが自分の足を食べるのと同じで自らのお金が迂回しているだけではないかと思いますが、いかがでしょうか。

1-⑪2014 年度に総務省よりだされた外郭団体や第 3 セクターなどの経営健全化に対する指針では「単コロやオーバーナイトは、本来は長期貸付けや補助金で対応すべき」と是正を求めております。つまり国より単コロやオーバーナイトは、本来長期貸付金にすべきところを短期貸付金に形式上、置き換えただけの会計操作であり、望ましくないのをやめて下さいと 2 年前に言われていながらなぜこの様な手法を続けているのでしょうか。

1-⑫昨年 11 月に取りまとめられた総務省自治財政局「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」の報告書では、年度を超えた基金の運用については、安全確実性、有利性、支払い準備性や換金性などの 3 要件が充足されているかどうかの視点が重要であるとしています。エーリック社への貸付金は「元金据え置き方式」で元金は返済されず利息のみの支払いとなっているとのことですが、3 要件のうちの支払い

準備性や換金性の点からは、純粋な運用とはよべないのではないのでしょうか？

1-⑬この様なオーバーナイトについては、本来、経営状態が悪い外郭団体に対して資金を供給し続ける必要があるのであれば、反復かつ継続的な短期貸付でなく、実態に即して長期貸付や補助金などの交付による対応を行うべきと提言されている中であって、債務額の多さや効率化の面からも、存続さえ議論に上る外郭団体ましてや株式会社に運用の名のもとに、短期貸付を行い続けるのは得策ではないと考えます。今後、エーリック社の経営や方向性はどのようにお考えでしょうか。

1-⑭又、市全体の財政運営上はどのようにお考えでしょうか。

1-⑮この株式会社エーリック社は、設立当初から様々な目的や事情は一定理解出来ますが、しかし、平成5年の創業以来15年間連続赤字の上、単コロという自治法上抵触する手法を長年取り続けてこられ、現在はオーバーナイトという望ましくない会計操作を行ってこられたことにより経営努力がほとんどなされてこなかったように思います。このような一般的にあり得ない借り入れ方で定期的な元金の返済も契約されず、利息のみ支払い、ある時払いの催促なしが経営努力を阻害していたように思いますがいかがでしょうか。

先ほどご答弁頂いた今後に向けた経営方針を目に見える形にして頂きたいと思えます。又、来年の予算議会にてオーバーナイトをされているのか確認させていただきます。

最後に、市民の皆様説明責任が適切にはたせるよう、法令等のルールに従った財政運営を宜しく願いたします。

以上で、私の全ての質問を終了致します。ご清聴ありがとうございました。